

○小西洋之君 立憲民主党・民友会の小西洋之でございます。

冒頭、この度の西日本の豪雨災害によりまして犠牲になられた皆様、また大変な被害に遭われている皆様に心からのお見舞いを申し上げます。いただきます。

また、私も委員長に申し上げさせていただきましたが、本委員会、本日の委員会の終了後に採決を行う、そのようなことは絶対に行っていない、選挙制度は民主主義のまさに基盤でございますので、それを守らない委員会、立法院というのは民主主義を守る立法院たり得ないというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

では、自民党案について質問をさせていただきます。

実は、私は徳島出身、生まれ育ちでございます。一議員の心情、思いとして、合区制度に対するもの、また四県の、これは与党の先生方でございますけれども、全国民のため、またそれぞれのふるさと、地域のために日々奮闘してくださっているお姿に心からまず感謝と敬意を表させていただきます。しかし、前回の脇元自民党参院幹事長の陳述にもありましたように、選挙制度は国民のものであり、一部の特定政党のものでありませんので、今回の自民党案が憲法が我々

立法院に与えている選挙制度に関する立法の裁量権、それを逸脱しているものではないかという観点を中心に御質問をさせていただきます。

まず、時間の都合上、問い一と問い二をまとめて伺わせていただきたいと思います。

前回までの質疑におきまして、自民党の発議者は、本法案の特定枠でございますけれども、都道府県単位の地方の声を国政に届けようという強い声を受けまして、比例区の四増とともに特定枠の導入をお願いしている、そして、四つの合区対象県の民意反映の役割を果たす上で必要な方を特定枠に含めるということはある、そうした活用を想定しているところと述べていらっしゃいます。まさに、合区によって、言い方は悪いですが、ども、あふれてしまう自民党の現職議員の方々のまさに救済制度そのものであると、立法趣旨、そして運用方針それぞれにおいてというふうに明らかにされているところでございます。

しかし、このまさに党利党略とも言うべき、党利党略の法案だと思えますけれども、参議院の選挙制度の根幹の仕組みに照らしたときに、更なる私は大きな問題を生じていると思えます。

と申しますのは、御案内のとおり、昭和二十二年の参議院の選挙制度創設以来、我が参議院は憲法の下で都道府県選挙区と全国区、この二元制を基に選挙を営んでまいりました。立法院、院を営

んできたわけでございます。

しかし、この度の自民党案の提案というのは、都道府県の選挙区の選出された議員、そして都道府県の選挙区の民意を反映する候補者、議員を全国区の選挙区で当選をさせようという制度でございますので、都道府県をエリアとするその地方の代表又は全国区の代表というこの参議院の根本制度、参議院選挙制度の根本制度そのものを大きく毀損する、もう率直に言えば破壊してしまう、そういう意味で抜本改革、私は自民党の法案を抜本改革とは到底思っておりませんが、参議院の選挙制度の基本構造そのものを破壊してしまうという意味で抜本改革なのではないか。そうしたことについて発議者の見解をお願いいたします。

○委員以外の議員（石井正弘君） お答え申し上げます。

昭和五十八年の最高裁判決がございまして、当時の全国区の選挙につきましては、事実上ある程度職能代表的な色彩が反映されるということを図るものとされておりまして、これは昭和六十三年判決において比例代表選挙においても同様の評価がされているところでありまして、特定枠制度を導入することによってこの比例代表選挙のこういったような性格は変わるものではないと、このように考えております。

比例代表選挙は、職能代表的な色彩の反映にと

どまらず、少数派の代表者等の国政参加を可能といたしまして、参議院における多様な民意の反映にとりまして極めて重要なものと考えております。

そして、特定枠制度は、人口的に少数派とも言うべき条件不利地域の声を国政に届ける等、多様な民意の反映に資するものであると、このように考えているところでございまして、議員も徳島県出身ということもお話ございましたけれども、この点は御理解をいただきたいと思うわけでございます。

また、選挙区選挙でございます埼玉県の数増するということですが、そのほかにつきましましては、合区を含め維持をしているということでありまして、その性格は変わるものではないということでございます。

こういったことで、この都道府県選挙区と全国比例選挙区、二本立てということにつきましては何ら変化がないと、性格的にも変化がないと、このように考えるわけでございますが、我が党が改正案に含んでおります拘束式の特定枠、これは先ほど申し上げましたけれども、民意の多様化が大変今現代社会で進んでおりまして、これに対処する必要があるといったことから、各政党の自由な判断に委ねた上で、全国的な支持基盤や知名度を有するとは言えないが国政上有為な人材、あるいは様々な意味での少数意見や多様性を代表する者、

政党が民意反映の役割を果たす上で必要な人材などの声を参議院議員として国政に反映させる可能性を高めるという趣旨でありまして、その活用の一つの在り方として、四つの合区対象県の民意反映の役割を果たす上でふさわしい人材を特定枠に含めることはあり得ると、このように考えているところであります。以上のことから、同改正法附則、検討事項の抜本的な見直しの一つに当たると、私も、私もはこのように考えているところでございます。

○小西洋之君 私の質問は、地方選挙区とまた全国区、その垣根を壊してしまい、これは現在、また中長期的に見て参議院の選挙制度そのものを非常に危うくするものではないかという趣旨でありましたんです。

続けて、次の質問をさせていただきますと思います。一票の投票価値の平等との関係を質問させていただきます。

この度のこの特定枠の仕組みでございますけれども、合区によって選挙区を失ってしまった議員の方々を特定区で運用するという方針をもう率直に示されておりますけれども、元々は合区によって一票の較差が是正をしていたわけでございます。ところが、それに対して特定枠というものを設けて、一票の較差の是正によって選挙区を失われてしまった議員の方々を特定枠で復活させるという

ことは、一票の較差の大きい地域、都市部であったりあるいは特定の県など、その一票の較差が大きい地域の住民から見れば、合区によって是正されたはずの較差が特定枠という仕組みによってよみがえってしまう。

そういう意味で、実質的な投票価値の平等を毀損し、投票価値の較差を拡大している、そういう意味で私は深刻な憲法問題を生じることになるのではないかと思いますが、発議者の見解をお願いします。簡潔に、恐れ入りますが、要点だけお願いします。

○委員以外の議員（石井正弘君） お答えいたします。

特定枠についてありますが、これを活用するか否か、あるいはその活用方法、これは各政党の自由な選択に委ねられるものでありまして、仮に特定枠を御質問がございましたような方法で活用するといったしましても、この特定枠の候補者はあくまでも比例代表選挙によって当選人となるということでありまして、比例代表選挙の結果が完全に別の選挙であります選挙区選挙における一票の較差、すなわち選挙区ごとの議員一人当たりの人口あるいは選挙人数の較差に何ら影響を与えるものではないというのでありますので、御指摘のような著しい不平等を生じさせる云々といったような違憲問題、憲法問題を生じさせるものではないと、このように考えております。

いと、このように考えております。

○小西洋之君 発議者は、あくまで比例代表であり、別の選挙であるというふうにおっしゃいましたが、私の質問は、実質的に見て実質的に一票の較差、是正された較差というものを毀損し、また較差を拡大するものではないかという質問でございました。まあ、見解の相違と受け止めさせていただきますが。

次の質問に移らせていただきますが、今申し上げた一票の較差の問題と、あと議員増の問題でございます。

御案内のとおり、実は参議院の議員増が行われたのは、沖縄返還に向かう法改正、昭和四十五年以来初めてのことでございます。その間、累次の最高裁の大法廷判決が示されました。一票の較差に関する最高裁の累次の判例法理を踏まえれば、もし参議院が増員を行うのであれば、それは当然較差の是正に用いるべきである、それが国民の権利である憲法十四条の一票の較差との関係の最高裁の判例法理に従うべき立法府の姿勢であるというふうに思います。

ところが、この度の自民党案は、今私が質問いたしましたように、逆に合区によって是正されたはずの較差を毀損する、そして較差を拡大するために特定枠、四の議員増を使っております。これは更なる意味で一票の較差の関係で大きな憲法問

題を生じるのではないのでしょうか。発議者の見解をお願いいたします。

○委員以外の議員（石井正弘君） お答えいたします。

定数を増加するということにつきましては、国民の理解を得る観点からはこれは最小限の増員にとどめるべきであると、このように考えておりますが、埼玉選挙区を増員することによって最大較差をひとまず二倍台に収めるということをもって最大較差の拡大傾向に一定の歯止めを掛けることができまして、二十九年最高裁判決の趣旨にも応えられているのではないかと、このように考えているところでありまして、これ以上の定数増を行うということとはしなかったということでありまして、御理解を賜りたいと思います。

○小西洋之君 二十九年判決が引いています二十六年判決の主文の中には、「総定数を増やす方法を採ることに制約がある中で、これはもう法的な見解というよりは、まさに政治的な見解をあえて最高裁が踏み込んで判決を出しているところでございます。そうした最高裁の意思を裏切る私は暴挙である、増加した定数増のものを、よりにもよって実質的な較差を拡大するようなものを使う」ということは、最高裁の判決の意思を裏切る行為であるというふうには指摘をさせていただきたいと思っております。

では、次の質問に移らせていただきますけれども、憲法は前文で、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」そして「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。」というふうに規定しているところでございます。

しかし、この度の特定枠の制度でございますけれども、正当に選挙された国会における代表者とこれが言えるものかどうか、また国民の厳粛な信託によるものであると言えるものであるかどうか。正当に選挙ではなくて自民党という政党によつて選挙された国会になるのではないかと、国民の厳粛な信託ではなくて自民党の党利党略によるものになつてしまふのではないかと。

そうした意味で、先ほどの、三つ質問、お問いをさせていただきますけれども、参議院の二元制という根本制度を破壊してしまうということ、一票の較差というものをむしろ拡大してしまうということ、また、この憲法前文の理念に反するというこの三つの観点から、私はこの度の自民党の法案というのは憲法が国会に与えた選挙制度に関する合理的な裁量権を逸脱するものではないかと思ひますが、発議者の見解をお願いいたします。

○委員以外の議員（石井正弘君） お答えいたします。

比例代表選挙は政党を媒体として国民の政治意思を国政に反映させる制度でありまして、政党等の得票数に基づいてその当選人が決定される仕組みであります。

特定枠を導入したといたしましても、得票に基づき当選人が決定される制度であるということにはこれは変わりがないこととありますので、正当に選挙された国会における代表者である点、これも変わりはないと考えております。また、国民の厳粛な信託によるものであるという点につきましても変わりはない。

したがつて、法令違反、違憲等の判決が出るものとも考えておりませんし、今申し上げましたようなこととありますので、憲法の規定に反するとして違憲判決が出るということはないものと私どもは考えております。

○小西洋之君 私の指摘、国会の合理的な裁量を超えるということは、憲法四十七条に違反し、また四十三条の趣旨にも反するというところでございます。

もう一つ質問させていただきますけれども、今回、廃止したはずの拘束式を再度復活することにしておりますけれども、平成十二年の拘束式の廃止の理由でございますけれども、参議院の

政党化の弊害というものを挙げております。今、衆議院は小選挙区によってまさに特定の権力者による支配、声を上げない国会議員、立法府というふうになっているというふうに関各方面から指摘されているところでございます。拘束式の導入によつて参議院がそうしたものになる危険はないのか、発議者の見解を求めます。

○委員以外の議員（磯崎仁彦君） お答えをさせていただきます。

委員御指摘のとおり、今回、比例代表に特定枠を導入するというところでございます。ただ、この比例枠の導入につきましては、それを活用するかどうか、あるいは、何名活用するのか、どういふ人その名簿に登載するのかということにつきましては、基本的に各政党に任されているということでございます。

委員おっしゃるように、この特定枠、非拘束名簿式を導入するこの理由につきましてはやはり幾つかの理由があつたわけでございますけれども、私どもとしましては、今回この特定枠を導入することにつきましては、やはり少数の民意を国政に届けると、そういう大きな意義を持っているというふうな思っておりますので、今回の非拘束式と特定枠、この双方のメリットを今回生かしていくと、そういうことの非常に大きな意味があるのではないかとこのように思っております。

○小西洋之君 今回の各党の議論でございますけれども、私も千葉選挙区でございますけど都道府県選出議員が一体何のためなのか、都道府県選出議員と比例区の議員が共同して参議院としてどういう独自の機能を果たすのか、そうした根本議論が欠けております。

改革協に議論を差し戻す、そのことを申し上げて質疑を終わります。ありがとうございます。

○小西洋之君 立憲民主党・民友会の小西洋之でございます。

私は、会派を代表して、石井浩郎委員長の不信任決議に賛成、断固賛成の討論をさせていただきます。

まず、委員長に問わなければならないのは、その議事整理権における手続の問題でございます。

今回のこの倫選特における参議院制度改革の審議、本来は伊達議長が、我々野党のあつせん案要

求に、それを受けて、議長としての職責を懸けて、我々参議院と立法院としての存立を懸けてしかるべき調整が行われるべきものであります。

石井浩郎委員長は、倫選特という民主主義の根幹である選挙制度を預かる、今回本院における各委員長職の中でも最も重責を担う委員長であります。議長がしかるべき調整を行わないのであれば、委員長が我が国の民主主義を守るために体を張ってその議長の調整をしないことを押し戻す、あるいは、この委員会を開催するのであれば徹底した審議、それを行うのが委員長の何よりの職責でございます。

しかし、この間、この委員会における我が会派を始めとする野党の質疑時間は、僅か合計四十五分間でございます。特定枠についての憲法違反の問題、一票の較差を拡大するのではないか、合区の制度によって失われたはずのその議席が、失われたはずのその議員が、この特定枠によってよみがえってしまう、一票の較差を更に拡大するのではないか、そうした根本問題が指摘されました。

そして、平成十二年に廃止されたはずのこの特定拘束式というものを突如この法改正によってよみがえらせる。そのことにおいて、今衆議院は、小選挙区制度の下に、安倍一強政治の下で、まさに一人一人の議員が声を上げない、まさに議会政治が窒息したような状況に陥っております。拘束

枠の導入は良識の府である我が参議院にそのような議会政治の窒息を生んでしまうのではないか。そのような根本議論を僅か各党派四十五分ですらやって議論をするというのでありまじょうか。

石井委員長の職責は、先ほど自民党から提出されましたこの自民党案へのこの動議、これをまさに一言の下に否定して却下する、退ける、それが石井委員長の職責でございます。にもかかわらず、そうしたことを行わない。この石井委員長の私は委員長としてのありよう、これは誠に残念なことであり、この石井委員長の不信任案、これには誠に民主主義の本意に照らして疑がある、そのように申し上げさせていただきます。

我が参議院におけるこの選挙制度改革の議論、今はまさに西日本の豪雨災害、それに直面しているところでございます。我々野党は一致して政府、そして与党に対して政治的な休戦を呼びかけていたところでございます。国民の命が失われ、そして国民の暮らしが無残に破壊されているときに、なぜ急いでこの今委員会、倫選特で選挙制度改革の議論をする必要があるのでしょうか。本来の改革協、改革協に参議院の在り方の根本議論、改革協に議論を差し戻し、秋の臨時国会、あるいは来年の通常国会の冒頭でもまだまだ時間は十分あるはずでございます。

我が立憲民主党・民友会は、会派の存立に懸け

て、この度の委員長の不信任案に断固賛成の意思を表明して、私の討論とさせていただきます。

○伊波洋一君 沖縄の風を代表して、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会委員長石井浩郎委員長に対する不信任動議に賛成をする立場から討論を行います。

冒頭、昨日、五野党一会派の代表が総理官邸を訪れ、政府は国会を一時休止しても災害対応を最優先に取り組むべきと求めたところ、菅官房長官は、国会のことは国会で決めてほしいと返答されたそうです。現地で懸命の救難捜索活動が続き、復旧への取組もまだ始まっていない状況の中、昨日も朝から夕方まで災害対応に当たるべき国交大臣がカジノ法案の審議のため委員会対応をされる姿を見て、国民の一人としても違和感を禁じざるを得ませんでした。

また、本日のこの委員会の運営も含めて、やはり順序が間違っているのではないかと、このように感じております。このような与党の国会運営は国民の政治に対する期待、信頼を裏切ることにつながりかねないと、一国会議員として深く憂慮するものです。

この間の議員定数削減ありきの国民世論の背景には根強い国民の政治不信があるだけに、本日議題となった法案とも無関係とは言えません。今の与党の国会運営は、率直に申し上げて残念でなり

ません。

本院においては、これまで参議院改革協議会に全党全会派の参加をもって選挙制度改革を協議してまいりました。とりわけ、改革協の下、選挙制度に関する専門委員会を設けて、平成二十九年五月十二日から三十年四月二十七日までの間、合計十七回にも及ぶ協議を行ってまいりました。五月七日には選挙専門委員会の報告書が改革協議会の座長に対して提出され、その中で、専門委員長の全ての会派から、このタイミングで専門委員会の議論を取りまとめるために賛同いただいた、本専門委員会において積み上げてきたものを基礎としてという発言を多くいただいたが、選挙制度改革についてはこれまで丹念に論点を整理し、議論したことは余りないのではないかと、報告書を参議院改革協議会での議論に役立てて、成案が図られるよう、参院の在り方も踏まえた議論を参院改革協にお願ひしたいとのまとめ発言も明記されたところでです。

しかし、その後、委員各位御存じのとおり、専門委、改革協の経緯を踏まえない形で自民党案が提出されました。他のほぼ全ての党、会派から議長に対しては改革協への差戻しや議長あつせんを求める声上がる中、現場である特別委員会ですらに審議を尽くす、具体的には、各会派が納得し得る質疑時間を保障し十分な審議を尽くすべきと

言明しながら、本委員会の自民党案のほかの公職選挙法改正案が付託されたというのが経過です。

この度、ほぼ全ての党派の、会派が採決に同意しない中、強引に質疑を打ち切り採決を行おうとすることは、やはり大きな問題であります。とりわけ、今回の自民案の特定枠は明らかに合区選挙区を想定したものでありますが、合区選挙区そのものの代表を自民党が決めるのであってはいけな

いと思うんです。選挙区の民意を反映しないようなものがあるものが十分な審議もされないまま単なる採決で可決をさせていく、それでなおかつ本改革というようなことを言っていないかと思うんです。その意味では、立ち戻ってやはりこの採決はやめていく必要があります。

このような採決を指揮しようとしている委員長には猛省を図るとともに、やはり私たちは国民が納得できる選挙制度でなければならぬという立場で、この決議案について賛成をせざるを得ないことを表明し、賛成討論といたします。